

杉並区こども誰でも通園制度試行的事業 利用者負担額の助成について

杉並区では、杉並区こども誰でも通園制度試行的事業の利用に当たり、保護者の方の利用者負担額の軽減を図るため、利用者負担額の助成を行います。この助成金を受け取るには申請手続きが必要です。

1 補助対象施設と対象者

対象施設	試行的事業を行う杉並区保育室若杉及び区内私立保育園
対象者	区内在住かつ以下に定める要件のいずれかを満たす世帯の利用者
	・生活保護世帯
	・特別区民税、市町村民税非課税世帯
	・年収360万円未満相当世帯
	・多子世帯 ※第2子（子の年齢を問わず、保護者と生計を一にする子のうち年齢が高い順に数えて2番目の子をいう。）以降の児童が利用する世帯

2 申請期限・申請後のスケジュール（予定）

注意

助成金は遡って交付することはできません。必ず申請期限までに申請書の提出をお願いします。

※申請した期以降は、第3期まで自動更新としますので、再度の申請は必要ありません。
ただし、年度内で利用施設が変わった場合は再度の申請が必要です。

期	利用対象月	申請期限	決定通知送付	振込時期
第1期	令和6年7月～9月分	<u>令和6年9月下旬</u>	令和6年10月下旬	令和6年11月中旬
第2期	令和6年10月～12月分	<u>令和6年12月下旬</u>	令和7年1月下旬	令和7年2月中旬
第3期	令和7年1月～3月分	<u>令和7年3月下旬</u>	令和7年4月下旬	令和7年5月中旬

※区で審査のうえ、交付・不交付の決定を通知します。
※審査に必要な情報の確認ができない場合は、交付決定通知、振込が遅れることがあります。
※年度内に審査に必要な書類等の確認ができない場合、審査対象外となり、助成金の支払いができません。

3 助成金額

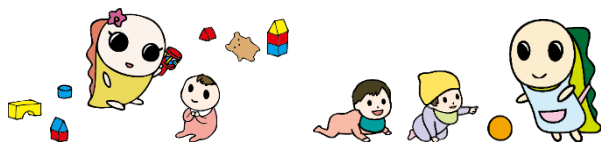
対象者ごとの助成金額は、下表のとおりです。

対象者	助成金額（上限額）
生活保護世帯	子ども一人当たり 日額 2,750 円
特別区民税、市町村民税非課税世帯	子ども一人当たり 日額 2,400 円
年収360万円未満相当世帯	子ども一人当たり 日額 2,100 円
多子世帯	子ども一人当たり 日額 2,750 円

※助成金額は、実際に支払った利用者負担額と上限額を比較して、低い方の額を助成します。

4 申請方法

利用決定後、利用者にあらかじめご案内いたします。



【お問い合わせ】
〒166-8570
杉並区阿佐谷南 1-15-1
杉並区子ども家庭部保育課 保育料担当
☎ 03-3312-2111（代表）／1303（内線）